輸出入取引法施行令第11条に基づく税関長に対する権限委任について

輸出取引注意事項43第49号(43.8.23)

上記の件について、下記のとおり委任されたのでお知らせします。

なお、「輸出入取引法施行令第11条に基づく税関長に対する権限委任について」(昭和31年3月22日付け31通第475号輸出取引注意事項31第4号)は廃止する。

記

輸出者の責に帰することのできない止むを得ない事由がある場合であって、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令(昭和30年通商産業省令第54号。以下「省令」という。)第3条第2項の規定により省令第1条第1項の承認の有効期間を、次の第1号に掲げるときにあっては同号の有効期間の満了の日の翌日から起算して1月の範囲内、第2号に掲げるときにあっては同号の有効期間の満了の日の翌日から起算して1週間の範囲内において、それぞれ延長する権限

- 1 経済産業大臣の定めた有効期間または経済産業大臣が有効期間を延長した場合に おいて通算した有効期間が3月以上であるとき。
- 2 前号以外の有効期間であるとき。